

## 4 LX(ローカル・トランسفォーメーション)の推進

### (4) 産業競争力の強化 ③ 半導体産業に対する支援

#### 国への提案事項

国内の半導体産業の国際競争力強化に向けて、次の対策を講じること。

#### 1 持続的な研究開発・投資に対する手厚い支援の実施

- 半導体企業が国際競争力維持・強化を図るには、数千億円単位の研究開発・生産設備への投資を継続して実施することが必要不可欠であり、国においても、先端半導体生産基盤整備基金を積み増すなど、国内生産拠点確保のため、継続的な支援を行うこと。
- 用地・工業用水・電力等を安定的かつ安価に供給できる環境整備に向けた支援や対策を実施すること。特に電力については、燃料価格の高騰等により電気料金が急激に上昇しており、事業活動に大きな影響を与えていていることから、電気料金の引き下げにつながる政策を速やかに検討・実施すること。

#### 2 半導体関連人材の育成と確保

- 半導体人材は、主要な半導体企業でも、今後10年間で35,000人、半導体関連企業も含めるとさらに多くの人材が必要と見込まれているため、初等教育から高等教育まで、それぞれのステージに適した半導体に係るカリキュラムを提供するなど、本県も構成員となっている「中国地域半導体関連産業振興協議会」を通じた総合的な半導体人材の育成や地域における人材確保などへの支援を行うこと。
- 広島大学など、地方において半導体の研究開発を行っている大学に対し、教授等の増員や学生の定数増、半導体研究・製造設備への財政支援など、高度人材の育成環境を整備すること。

【提案先省庁:経済産業省、文部科学省】

#### 現状／国の取組状況等

- 国は、半導体・デジタル産業戦略(令和3年6月)を策定。
- 令和3年度補正予算において、先端半導体生産基盤整備基金として6,170億円、サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備に対して、470億円を措置。基金については、本県に拠点を置くマイクロン社に最大465億円の助成が決定。
- 経済産業省が主導し、行政機関、産業界、教育機関等で構成する半導体関連の人材育成を行う団体が全国各地域で設立されており、令和4年10月には本県も参画する「中国地域半導体関連産業振興協議会」が設立された。
- また、本県は、広島大学ナノデバイス研究所を核とし、産官学連携して研究開発や研究開発などに携わる中核人材の育成などを行う「せとうち半導体共創コンソーシアム」の設立にも取り組んでいる。
- 本県に拠点があり、国内唯一のDRAMメモリ半導体メーカーであるマイクロンメモリジャパン広島工場は、世界のDRAMの約8%を生産し、研究開発機能から生産まで一貫した施設を有する貴重な拠点。

#### 4 LX(ローカル・トランسفォーメーション)の推進

##### (4) 産業競争力の強化 ③ 半導体産業に対する支援

#### 課題

- 国内の半導体関連産業の国際的な競争力を維持・向上していくためには、中長期的な視点で半導体関連の人材確保・育成が必要である。
- 本県には、国内唯一の最先端メモリ半導体(DRAM)工場に加え、パワー半導体《三菱電機》やロジック《シャープ》の工場があり、半導体産業の国際競争力維持など基盤強化のためにも、規制緩和、安価な用地・工業用水・電力等の確保、人材育成などに積極的投資が必要である。

#### 目指す姿

- 産官学が連携したエコシステムの構築が必要である。



## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

### (4) 産業競争力の強化 ④ DMOによる観光地経営の推進

#### 国への提案事項

新型コロナウイルス感染症による環境変化に対応し、観光需要を早期に回復させるためにも、観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要となっており、DMOの安定的な活動を支えるための財政的基盤の強化は急務である。

#### 1 國際観光旅客税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収が落ち込んでいるが、今後、一定の税収が確保された後は、観光地経営を実際に実行しているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

#### 2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

- 具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている、TID制度を参考に、地域再生エアマネジメント負担金制度において、次の点を踏まえて制度改正を行うこと
  - ・地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について、活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
  - ・5年を超える長期的な施策展開にも制度を活用できるよう、更新手続きを規定

【提案先省庁:内閣府、観光庁】

## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

### (4) 産業競争力の強化

#### ④ DMOによる観光地経営の推進

#### 現 状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO<sup>(※1)</sup>を核とする観光・ブランドづくりを推進

※1:登録DMO:241法人、候補DMO:69法人が登録を受けている。(2022年9月5日現在)

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進した結果、2019年のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、過去最高を更新した(その後は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いている。)。

◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数(人)			2021年 /2020年 (%)
		(参考) 2019年	2020年	2021年	
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	4,401,650	613,900	196,810	32.1%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	288,690	47,650	22,290	46.8%
【参考】全国数値	47都道府県	115,656,350	20,345,180	4,317,140	21.2%

(出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」)

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、2022年度は約81億円の予算が計上されているが、大半は、文化資源の活用や国立公園の環境整備、円滑な出入国・通関等の環境整備などに大半が充当されており、DMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度に関するガイドラインを改正したが<sup>(※2)</sup>、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2: ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続が煩雑になり、現実的ではない。

また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

## 関係法令の施行

- 國際觀光旅客稅法が成立し、2019年1月7日から國際觀光旅客稅の徵収<sup>(※3)</sup>を開始

※3: 日本から出国する旅客(國際觀光旅客等)から徵収(出国1回につき1,000円)。2022年度は約81億円を予算計上。

◆ 國際觀光旅客稅法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に國際觀光旅客稅の稅収を充当。

①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

③地域固有の文化、自然等を活用した觀光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

①市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徵収。

②受益者から徵収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。

③エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注)海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度<sup>(※4)</sup>の分担金を徵収し、觀光地経営を実施。

※4:先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、觀光地経営を行っている。

BID:Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID:Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が觀光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徵収する制度

## 課題

### ● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

①広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。

②事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定した財源の確保が必要。

③DMOが対象となる国の支援事業やメニューの数は増加しているものの、多言語表記やトイレ整備等、市区町村エリアでの受入環境整備など、活動エリアが複数都道府県にまたがる広域連携DMOには馴染まないものが多く、広域DMOに求められる役割と国の支援制度にミスマッチがある。

④構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

### ● 國際觀光旅客稅の使途についての課題

①國際觀光旅客稅の大半は、2022年度においても前年度と同様に國主導の取組(文化資源の活用や国立公園の環境整備等)に充当されており、觀光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。

②その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなつており、觀光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるものとなっていない。

### ● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

①市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。

②計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化 (5) 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

### 国への提案事項

気候変動問題や農林水産漁業者の減少など、農林水産業を取巻く環境が大きく変化する中にも関わらず、多くの生産者が生産力向上と持続性を両立した農林水産業に取り組むことで、次代を担う意欲ある若い手の新規参入や経営体の規模拡大が進む、魅力ある産業に資する施策を推進していくこと。

#### 1 農業生産基盤の整備に必要となる農業農村関係予算の確保

- 持続可能な農業生産の実現に向け、若い手がスマート農業技術を活用しながら生産性を高めることができる農業基盤の整備や、施設の老朽化や豪雨などによる農業経営への影響を最小限に抑える保全・防災対策などへ必要な予算を確保すること。

#### 2 経営力の高い若い手への農地集積の更なる促進

- 農地中間管理機構は、経営力の高い若い手の育成に資する農地集積・集約化に大きく貢献している。その一方で、これまで集積した農地に係る事務量が増加している。
- 令和5年度の農業経営基盤強化促進法改正に伴い、さらに貸借に係る事務が激増するため、機構が本来果たすべき「経営力の高い若い手への農地集積」に注力できるよう、一層の体制強化、事業推進に係る予算措置を十分に行うこと。

## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化

(5) 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

### 国への提案事項

#### 3 水産業振興における総合対策の推進

- 持続可能な水産業を確立するため、広域回遊魚種の資源管理については、国が主体となって取り組むこととし、特に、資源の減少の著しいタチウオについては、実効性のある措置がとられるよう、資源調査結果のとりまとめや資源管理の取組などについて、関係府県の調整を図ること。

併せて、「栄養塩類管理計画」の策定に必要な栄養塩類の動的シミュレーションモデルについて、本県海域の状況に沿ったモデルを、環境省と連携して早急に提供すること。

- 年々深刻化するカワウなどの野生鳥類による魚類食害対策については、県・地方を超えた広域的な情報収集を行うとともに、効果的な対策を推進すること。

- 広域的な課題となっているミズクラゲについても、生態把握から駆除まで実施できる「有害生物漁業被害防止総合対策事業」の対象生物に加えること。

また、漁業操業の支障となっているミズクラゲについても、生態把握から駆除まで実施できる「有害生物漁業被害防止総合対策事業」の対象生物に加えること。

【提案先省庁:財務省、農林水産省】

## 1 農業生産基盤の整備に必要となる 農業農村関係予算の確保

### 現状/広島県の取組

- 広島県の農地は、区画が小さく、ため池など小規模な水源が多いいため現状のままでは生産性の向上が難しい状況にある。
- このため、区画整理や排水対策等農業生産基盤の整備に取り組み、「品質と収量の確保」と「生産経費の削減」に取り組んできた。
- こうした整備を契機として、県内外から担い手が定着し、順次、規模を拡大するなどの効果が発現している。

**農業農村整備事業（大区画化、排水対策など）を契機として活力ある農村地域を形成**

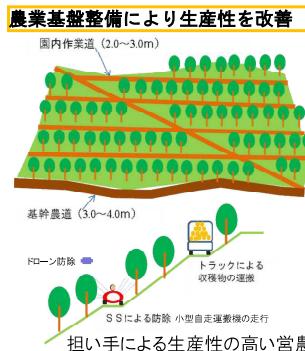


## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

- (4) 産業競争力の強化  
(5) 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

### 課題

- スマート農業等の導入に不適な農地も多いため、農業生産基盤の整備を通じて生産性を向上させる必要がある。



- 農業用施設の劣化による突発事故が増加していることから、こうしたリスクを未然に予防する必要性が高まっている。



## 2 経営力の高い担い手への農地集積の更なる促進

### 現状/広島県の取組

- 経営力の高い担い手を育成するため、産地育成につながる大規模な農地集積、新規就農者・認定農業者等への農地集積・集約化に重点を置き、農地中間管理事業の推進を行っている。
- 近年では、地域を超えたマッチングや県内外の農業企業誘致等に注力し、そのコーディネートを農地中間管理機構が関係機関と連携して進めている。
- 一方、これまで集積した農地の賃借料の徴収・支払事務、契約変更や更新に係る事務が増加しており、今後も増加することが確実に見込まれている。

転貸面積及び賃借条件の変更面積の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
転貸面積(累計)	380ha	1567ha	2545ha	3485ha	4220ha	4610ha	5093ha	5559ha	5559ha
変更面積(単年度)	1ha	272ha	309ha	347ha	479ha	638ha	453ha	697ha	3195ha
変更率	0%	17%	12%	10%	11%	14%	9%	13%	57%

## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

- (4) 産業競争力の強化  
(5) 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

### 課題

- 令和5年4月1日から施行される農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、地域計画の達成に資するとされたものはすべて農地中間管理機構を通じた権利移動となるため、これまで同法で対応していた権利移動の多くが、農地中間管理機構を経由することとなる。



- これまで集積した農地に係る賃借料の徴収・支払事務、契約変更や更新に係る事務の増加に加え、法改正に伴い、賃借に係る事務はさらに増加する。現体制のままでは適切な賃借事務や地域を超えたマッチング等の業務遂行が困難となることから、農地中間管理機構本体の体制確保のための十分な予算措置を行う必要がある。

## 現状/広島県の取組

### 【水産資源、栄養塩類】

- 本県の漁獲量(いわし類を除く)は、平成10年から7割減少し、現在は約3,500トンまで低下している。
- 水産資源の回復を図るために、持続可能な水産業の確立が必要であり、資源管理と種苗放流、藻場・干潟の造成や、海底耕うん等による水産資源の増大などに取り組んでいる。

また、栄養塩類の増加と水産資源の回復との関連性を確認するため、カキ、アサリを対象とする実証試験に取り組むこととしている。

### 【担い手の確保・育成】

- 減少する担い手の確保・育成対策として、就業に必要な知識を習得する研修への支援、操業技術の習熟度を上げる操業実践研修を実施している。

### 【有害生物】

- 食害被害を及ぼすカワウへの県内での対策として、銃器による捕獲、卵のドライアイス処理による繁殖抑制、テグス張りによる追払いなどに取り組むとともに、中国5県で連携した、被害防除強化月間中における追払いなどを行っている。
- 近年、ミズクラゲが大量に発生する中、クラゲの少ない場所での操業や、クラゲ抜き漁具を設けて自衛を図っている。



カワウ



ミズクラゲ

## 課題

### 【水産資源、栄養塩類】

- 広域回遊魚種のタチウオについては、平成21年から9割減少しているが、減少要因が不明確であり、広域的な対策が必要である。
- 改正瀬戸内法により、窒素やリンなどの栄養塩類濃度を県が管理できる制度が創設されたが、栄養塩類濃度と水産資源の因果関係や栄養塩類増加措置によって、海域への悪影響がないことを事前に評価する動的シミュレーションがないと、検証ができないことから、栄養塩類に対する有効な対策が実施できない。

### 【担い手の確保・育成】

- 漁業就業後、経営が軌道に乗るまでの間の支援制度がないことから着業後の経営が安定せず、廃業につながるなど、新規就業の定着における障壁となっている。着業後、新規就業者の生活が維持できるよう「農業次世代人材投資事業」同様の支援が必要である。

### 【有害生物】

- カワウへの対策については、中国地方以外から飛来してくる個体も県内の被害に大きく影響していると考えられ、中国5県だけでの連携体制では対応できないことから、県・地方を越えた広域的な情報収集や対策の検討が必要である。
- ミズクラゲの大量発生により、漁獲物の損傷や網の損害等漁業操業に影響が生じていることから、生態把握から駆除まで実施可能となる「有害生物漁業被害防止総合対策事業」の対象生物とする必要がある。

## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

### (5) 地方移転及び地方還流の促進

#### 国への提案事項

##### 1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態、コロナを契機とした地方への関心の高まりといった変化の調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

##### 2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

##### 3 地域未来投資促進法における対象施設の拡充等

- 地域未来投資促進法の基本方針に規定する市街化調整区域における地域経済牽引事業計画の対象施設については、現行の対象施設に加えて、製造業等の工場や研究施設なども追加するとともに、農地転用による工業団地等の造成事例など、今後の活用の参考となる情報を積極的に公表すること。

## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

### (5) 地方移転及び地方還流の促進

#### 国への提案事項

##### 4 地方企業の人材投資に係る財政支援の強化

- 感染症拡大を契機に地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、コロナ収束後を見据えた地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

##### 5 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- VUCAの時代と言われる先行き不透明な状況においても中小・中堅企業の攻めの経営を促進するため、新事業展開等に必要な即戦力人材の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチング機能を、地方における社会インフラとして存続させること。

## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (5) 地方移転及び地方還流の促進

### 現状／国の取組状況等

#### ○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
- ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は、2021年は転出超過となつたが、2011年以降10年連続転入超過が続いていた。

#### ○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

#### 【地方拠点強化税制】～令和4年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和6年3月末まで2年間延長
- ・ 特例措置の対象となる事業部門の追加及び対象施設の整備期間の延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充

※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし

#### ○ 地域未来投資促進法

- ・ 平成29年度に「広島県地域未来投資促進基本計画」を策定しているが、令和4年度に計画期間が終期を迎えるため、次期基本計画策定に向けて準備している。
- ・ 国においても、地域の産業集積の形成及び活性化に関して、検討が進められている。

#### 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則(抄)

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(次項において「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 課題

- ・ 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。

- ・ 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

(地方拠点強化税制)

- ・ 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

(地域未来投資促進法)

- ・ 地域未来投資促進法を活用した土地利用の事例については、既存の工業団地等の拡張事例以外は公表されていない。また、事例の市町村名が公表されていないため、公表内容以上的情報が得にくい。

- ・ 地域未来投資促進法の基本方針において、市街化調整区域内で認められている開発行為は、次の2つの区域に限定され、かつ、施設も限定されている。

1. 流通の結節点(物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場)
2. 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍(農林水産物等の生産地等又は現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設又は工場)

## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (5) 地方移転及び地方還流の促進

### 現状／広島県の取組

#### ○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

#### 【拠点の活動実績(令和4年7月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	76,760	17,888
広島県	2,686	627(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、1,457件

#### ○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

#### 【補助金交付実績(令和4年7月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
補助件数	20	33	34	40	53	39	18	237
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	11	100
割 合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	61.1%	42.2%

令和2年度以降、首都圏からのプロ人材の転職・転居が高水準で推移。コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

### 課題

- ・ プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているとの評価であるが、約8万人(2021年)の転入超過となっている東京一極集中の解消に向かうまでの成約実績とはなっていない。
- ・ 地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、プロフェッショナル人材の地方還流による地方企業の成長戦略の実現を後押しする取組が重要である。

## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

### (6) 地方分権改革の一層の推進

#### 国への提案事項

##### 1 地方分権改革の一層の推進

###### ○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に限らず、あらゆる施策において、適切なガバナンススコープに応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の見直しを行うこと。

###### ○ 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置することに加え、国と地方が率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けること。
- ・ 計画策定事務をはじめとし、法令の可能規定や任意規定、事務連絡により地方に対して実質的に義務付けている国の事務については、廃止又は法定受託事務に位置付け、確実に財政措置を行うこと。
- ・ 計画等の策定を求める法令の規定や通知は、原則として新たに設けないこと。

##### 2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

## 4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

### (6) 地方分権改革の一層の推進

#### 現状／課題

##### 1 地方分権改革の一層の推進

###### ● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

新型コロナウイルス対策では、保健所を巡るガバナンスが複数存在することで、国と地方の役割分担が曖昧になり、保健所の負担となったことが明らかになっている。国・地方それぞれにおいて、ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲は異なることから、役割分担の抜本的な見直しは急務。

###### ● 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 分野別分科会の設置に加え、国と地方が率直に意見交換できる場が必要。
- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け、財政措置を行う必要がある。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われており、地方の声が反映されていない。
- ・ 令和3年から「提案募集方式」において、「計画策定等」を重点募集テーマに設定するなど、見直しに向けた取組や検討がなされた。また、令和4年度の骨太方針において、「計画策定」に関して、「地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにすることや、真に必要な場合でも計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする」などが盛り込まれた。

##### 2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止、令和3年の衆議院議員総選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

## 5 安心・安全な暮らしづくり

### (1) 被災者の生活支援・再建【創造的復興関係】

#### 国への提案事項

##### 災害救助法の適用等に関する見直し

- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健・福祉活動について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府、厚生労働省】

#### 現状/広島県の取組

##### 【災害救助法】

- 法の適用

・平成30年7月豪雨災害

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
救助内容	避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食料・飲料水・生活必需品の給与、医療、住宅の応急修理等

・令和3年8月11日からの大雨による災害

適用日	令和3年8月12日
適用地域	広島市、三次市、安芸高田市、北広島町
救助内容	避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食料・飲料水・生活必需品の給与、住宅の応急修理等

※令和4年3月末現在

##### 【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

- 防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。
  - ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
  - ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

#### 5 安心・安全な暮らしづくり

##### (1) 被災者の生活支援・再建

#### 課題/目標

##### 【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動などを救助の対象に追加

##### 【指定緊急避難場所・指定避難所等の開設・運営費用】

- 住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費が自治体の負担となっており、支援制度の創設が必要

#### 令和4年度予算要求の状況

- ◆ 防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)

45億円(前年度比77.3%)

## 5 安心・安全な暮らしづくり

### (2) 地域医療体制の確保

#### 国への提案事項

##### 1 地域医療構想の加速に向けた財政支援の拡充

###### (1) 公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の充実

- 地域医療構想の実現に向けて、病院再編に伴い必要となる財務上の経費を起債の対象とし、所要の財政措置を講じること。
- 公立病院の機能分化・連携強化に係る病院事業債(特別分)の元利償還金に対する普通交付税措置について措置率を拡充すること。

###### (2) 地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充・延長

- 地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携を加速するため、複数医療機関の再編統合時に支給される統合支援給付金の単価の嵩上げ、及び財政支援制度を継続すること。
- 複数の医療機関の統合に伴う、病院の移転や経過的な運営形態による、営業上の損失への補填などに活用可能な自由度の高い補助メニューを追加すること。

##### 2 医療分野のデジタル技術の活用による医療提供体制の構築

- 新興感染症や災害発生時、医療資源の少ない中山間地域の診療体制を維持するため、遠隔診療の補助の補助率の拡充及びオンライン診療・服薬指導に必要な機器整備への補助制度の創設など、効果的・効率的な医療提供体制の構築への財政支援を行うこと。

【提案先省庁: 総務省、厚生労働省、デジタル庁】

## 5 安心・安全な暮らしづくり

### (2) 地域医療体制の確保

#### 1 地域医療構想の加速に向けた財政支援の拡充

##### 現状

- 無医地区数は全国ワースト2位  
広島県内の無医地区数: 2014年 54か所 → 2019年 59か所
- 若手医師が減少  
広島県内の20~30歳代の病院勤務医師数の増減率:  
2002年→2018年 88.5% (全国 107.5%, 広島市 96.8%)
- 救急搬送困難事案の割合が高い  
広島県の現場滞在時間30分以上の割合: 7.5%  
…政令市のある都道府県ワースト5位/16
- 医師の働き方改革が迫る(2024年4月~)  
時間外勤務の年の上限時間: 救急医療等は1,860時間
- 急性期病床は過剰、回復期病床は不足  
2025年の必要病床数との差(広島二次医療圏):  
急性期 448床、回復期 △1,928床

【参考】広島県における病床機能別病床数

区分	2014年7月1日 (病床機能報告) ①	2021年7月1日 (病床機能報告) ②	2025年必要病床数 (暫定推計値) ③	過不足 ②-③
広島県	高度急性期	4,787	3,953	2,989 964
	急性期	14,209	11,945	9,118 2,827
	回復期	3,284	6,121	9,747 ▲3,626
	慢性期	10,368	8,361	6,760 1,601
	休棟等	323	718	— —
	計	32,971	31,098	28,614 2,484
広島圏域	高度急性期	2,858	2,585	1,585 1,000
	急性期	5,591	4,690	4,242 448
	回復期	1,400	2,578	4,506 ▲1,928
	慢性期	4,213	3,027	2,730 297
	休棟等	118	300	— —
	計	14,180	13,180	13,063 117

##### 広島県の取組

- 県民に高い水準の医療を提供するとともに、県全域の医療体制の確保に向けた医師等の育成・交流の拠点として、各病院との機能分化・連携や医療資源の集約により、新たな病院の整備を必要とする、「高度医療・人材育成拠点ビジョン」が広島県地域保健対策協議会保健医療基本問題検討委員会において令和3年度末に策定された。
- 県においては、拠点ビジョンの実現可能性を検討するため、関係病院で構成する拠点ビジョン推進会議を設置し、新病院に必要な医療機能や広島都市圏の機能分化・連携の方向性について検討中。
- 新病院整備に向けた基本的な考え方や、広島都市圏における、医療機能の分化・連携・再編の方向性などについて、中間とりまとめとして令和4年9月に公表した。

##### 課題

- 新たな病院を整備した場合の、財務整理において県からの多額の出資が必要となることが課題となっている。
- 地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携の加速には、関係医療機関への動機付けとして、統合支援給付金の嵩上げや、地域医療介護総合確保基金による自由度の高い財政支援措置が求められるが、十分な支援制度となっていない。

【公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の概要】

区分	交付税措置	対象経費
病院事業債 (特別分)	元利償還金の40%	①患者搬送車、遠隔医療機器整備費 ②医療情報の共有等のための情報システム整備費 ③高度・救急医療施設・医師の研修派遣施設・設備整備費 ④基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器整備費 ⑤統合等に伴う基幹病院の整備費

## 5 安心・安全な暮らしづくり (2) 地域医療体制の確保

### 1 地域医療構想の加速に向けた財政支援の拡充

高度医療・人材育成拠点ビジョン～みんなの病院構想～(広島県地域保健対策協議会・保健医療基本問題検討委員会提言)の概要

#### 1 目指す姿(10年後)「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン」

全国トップレベルの高度・専門医療や最先端の医療を提供できる中核的な機能を整備し、県民に高い水準の医療が提供されている。

また、こうした高度な医療や様々な症例の集積、医療機関との連携・協働を進め、魅力ある医療現場として若手医師に選ばれることで、新たな医師等の育成・派遣の拠点として、県全域の医療提供体制が確保されている。

#### 2 広島県の医療提供体制の現状・課題(主なもの)

- がんと心疾患の死者数は漸増傾向 ○ 無医地区数は、全国ワースト2位
- 若手医師が減少 ○ 救急搬送困難事案の割合が高い
- 医師の働き方改革が迫る(2024年4月～)
- 急性期病床は過剰、回復期病床は不足(地域医療構想)

#### 3 拠点に期待される役割

- 高度・急性期医療を担う基幹病院として、救急・小児・周産期・災害医療・感染症への対応など、県民の医療需要に応える。
- 広島都市圏を中心とした医療機能の分化・連携により、医療資源や様々な症例を集積することで、県民に高度な医療を提供する。
- 地域において核となる拠点病院への医療人材の供給・循環の仕組みを構築することにより、中山間地域の医療を守り、持続的な医療提供体制を確保する。

#### 4 拠点に求められる高度医療機能

救急救命センター、小児救命救急センター(中国地方初)、総合周産期母子医療センター、がん治療センター、脳心臓血管センター、脳卒中センター、児童精神科、精神科救急、新興感染症等の感染拡大に備えた体制、災害に備えた体制(災害拠点病院)、デジタル技術やデータの活用

#### 5 拠点に求められる人材育成・派遣機能

- キャリア支援センター(仮称) ⇒ ライフステージに配慮しながらキャリア形成を支援

#### 6 拠点の整備に向けて

○ 県民に高い水準の医療を提供するとともに、県全域の医療体制の確保に向けた医師等の育成・交流の拠点として、医療資源の集約による、急性期医療を中心とする新たな病院の整備が必要である。

規模: 1,000床程度 建設候補地: 広島市東区二葉の里

○ 地域の医療機関全体で一つの病院のような機能を持ち、切れ目のない医療を効率的に提供する「地域完結型医療」を実現するため、機能分化と連携を進める必要がある。

【機能分化・連携の深化を検討する医療機関】  
広島大学病院・県立広島病院・広島市民病院・安佐市民病院・舟入市民病院・広島赤十字・原爆病院・広島記念病院・吉島病院・マツダ病院・中電病院・JR広島病院・HIPRAC

政策医療を担う「県立広島病院」と交通利便性の高い場所に立地する「JR広島病院」の統合による新たな病院の整備を検討してはどうか。

### 2 医療分野のデジタル技術の活用による医療提供体制の構築

#### 現状／広島県の取組

##### 【新興感染症への対応】

- 新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、自宅療養中の陽性者のための臨時医療施設「広島県オンライン診療センター」を令和4年1月14日に設置し、同年9月30日までに、延べ17,218人のオンライン診療を実施している。
- アンケート調査の結果から、センター受診前のオンライン診療の利用率はわずか2%であった一方で、患者・医師とともに、継続利用のニーズは高い。

##### 【受診患者】アンケート これまでにオンライン診療を経験したことあるか



##### 【医師】アンケート 今後もオンライン診療を利用したいか



##### 【医療資源が少ない中山間地域での対応】

- 中山間地域で、広域かつ医師不足に対応するため、令和3年に患者の自宅近くの集会所と病院をオンライン(DtoP WithN)でつなぎ、診療を試行した。
- 令和3年8月、大雨による土砂崩落により、基幹道が通行止めとなつたが、上記の仕組みを活用して医療を提供することができた。

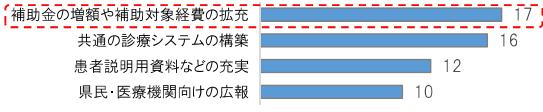


## 5 安心・安全な暮らしづくり (2) 地域医療体制の確保

#### 課題

- 遠距離や接触に伴う診療上の課題解決のためにも、患者が必要時にオンライン診療を選択できる体制づくりが必要。
- オンライン診療の導入にかかる初期費用の負担が、導入を阻害する要因の一つになっている。医療機関へのアンケート調査においても、補助金の増額や拡充を望む声が最も多かった。

県に対する要望・提案について(複数選択可) n=36



- 遠隔診療の機器整備においては、医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)の国庫補助制度があるが、医療機関側の負担が大きいことなどから、活用が進んでいない。

##### 【医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)概要】

基準額	補助率	課題
遠隔画像診断(16,390円)	1/2	補助率が1/2であるため、医療機関の財政負担が大きい。

## 5 安心・安全な暮らしづくり

### (3) がん検診受診率の向上に向けた取組

#### 国への提案事項

##### 1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を行うため、特定健康診査と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

##### 2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診について、対象者数、受診者数等の把握や検診の精度管理ができるよう、各保険者・事業主や各検診機関で統一したデータフォーマットを用いるなど、必要なデータ収集が可能な仕組みを構築すること。

【提案先省庁：厚生労働省】

## 5 安心・安全な暮らしづくり

### (3) がん検診受診率の向上に向けた取組

#### 広島県の取組

- 全国健康保険協会と連携した職域におけるがん検診受診勧奨及び健康経営に関心が高い企業に対する出張啓発活動の実施
- 市町の受診勧奨を支援（効果的な勧奨手法等の研修実施、協会けんぽ被扶養者に受診勧奨する体制の整備 等）



#### 課題

- がん検診は、健康増進法で市町が実施に努めることとされているが、実際には多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確になっていない。

- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがなく、効果的な受診勧奨・再勧奨を阻害する大きな要因となっている。

#### 現状

- がん検診受診率の低迷 (R元 国民生活基礎調査)

	胃	肺	大腸	子宮	乳
広島県	41.3%	45.9%	41.0%	43.6%	43.9%
全国	42.4%	49.4%	44.2%	43.7%	47.4%

#### 目標

5つのがん検診受診率 50%以上(R4)

## 5 安心・安全な暮らしづくり

### (4) 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

#### 国への提案事項

##### 1 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

令和4年7月25日に公表された「地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言」では、一部「基幹的な線区」についての方向性は示されているものの、JRの経営・事業構造や、ローカル鉄道の実質的な持続可能性について議論されていない。

- JR路線については、その持続可能性を判断する上でも、全路線の収益に関する情報が開示され、それを踏まえた上で個別の路線の役割や在り方が議論される仕組みとすること。また、ローカル線も含めた、基幹的な線区以外の線区も含めた鉄道ネットワーク全体の方向性を示すこと。

##### 2 関係者で合意された取組を実現する手段の担保及び予算措置

- 同提言に記載のある関係者で合意された取組を実施する手段等への財政的支援を法律等で担保すること。また、国による財政支援について令和5年度以降の予算で十分な額を措置すること。

##### 3 鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援

- コロナ禍の影響による変化が鉄道事業者の経営基盤を不安定化させ、地方の広域交通ネットワークの維持に支障を来すことのないよう、鉄道事業者の経営基盤安定化を支援すること。

##### 4 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

#### 現 状

##### 【JR西日本の現状】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収益が悪化。  
(2022年3月期決算:1,131億円の赤字)
- 令和4年4月、平均通過人員2,000人/日未満の線区について収支を公表。「今よりもご利用しやすい最適な地域交通体系を創りあげていく必要がある」とした。

##### 【国の現状】

- 国交省鉄道局が「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」をR4.2月～7月に実施。
- 同検討会の提言「地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言」として、以下を公表。
  - 沿線自治体と鉄道事業者は、地域モビリティのあり方について関係者と検討を進めていくことが基本原則
  - 基本原則がうまく機能しない地域においては、輸送密度1,000人未満等を目安として、鉄道事業者又は自治体からの要請により、国が主体となって開催する「特定線区再構築協議会(仮称)」を設置
  - 関係者による議論の結果、鉄道を運行する公共政策的意義が認められる場合は、上下分離等を含め、自治体の積極的な関与が必要
  - BRTやバス等によって公共政策的意義が実現できる線区については、積極的に新たな輸送サービスを検討すべき

##### 【広島県の現状】

- 本県・庄原市・岡山県・新見市は、JR西日本の申入れを受け、芸備線の利用促進等について協議・検討中。

#### 広島県の取組

##### 【広島県の取組】

- 鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設(令和2年度)し、鉄道利用促進の取組を進めている。
- 令和4年3月及び5月に、鉄道局からの依頼により「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」に参加。本県の現状や取組、提言について意見発表し、委員との意見交換を実施。
- 令和4年5月、有志28道府県が連携し(本県も代表県の1つ)、国交大臣に対し、「鉄道ネットワークのあり方を示すこと」や、「モード転換等した場合の移動手段を持続可能なものとするための支援」を提言。

#### 課 題

- 国の検討会では、「利用が厳しい状況にあるローカル線について、あり方議論を開始する」ことが主な検討内容となっているが、JRの経営・事業構造や、それを踏まえた上での鉄道ネットワーク全体の方向性は触れられておらず、ローカル鉄道の実質的な持続可能性について議論されていない。

## 5 安心・安全な暮らしづくり

### (5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

#### 国への提案事項

本県では、地域の特性や規模に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造へ転換するとともに、「安心・安全」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する価値観を踏まえ、デジタル技術やデータなどを活用しながら、大都市圏では得られない「活力」と「魅力」に満ちあふれた広島らしい都市の実現に向け取り組んでいるところであり、次のとおり提案する。

#### 1 財政措置の充実・拡充等

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化、③安定した公営住宅の供給、  
④建築物の耐震化の促進、⑤再開発事業等の促進による拠点性の向上、  
⑥公園、緑地等のオープンスペースの充実〕

○ 事業に必要な財政措置の確保及び補助対象メニューの拡充等をすること。

#### 2 制度等の改定

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化〕

○ 法の改正又は運用指針等への位置づけ、取組を推進すること。

#### 3 機運醸成・啓発等の強化

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、④建築物の耐震化の促進〕

○ 国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

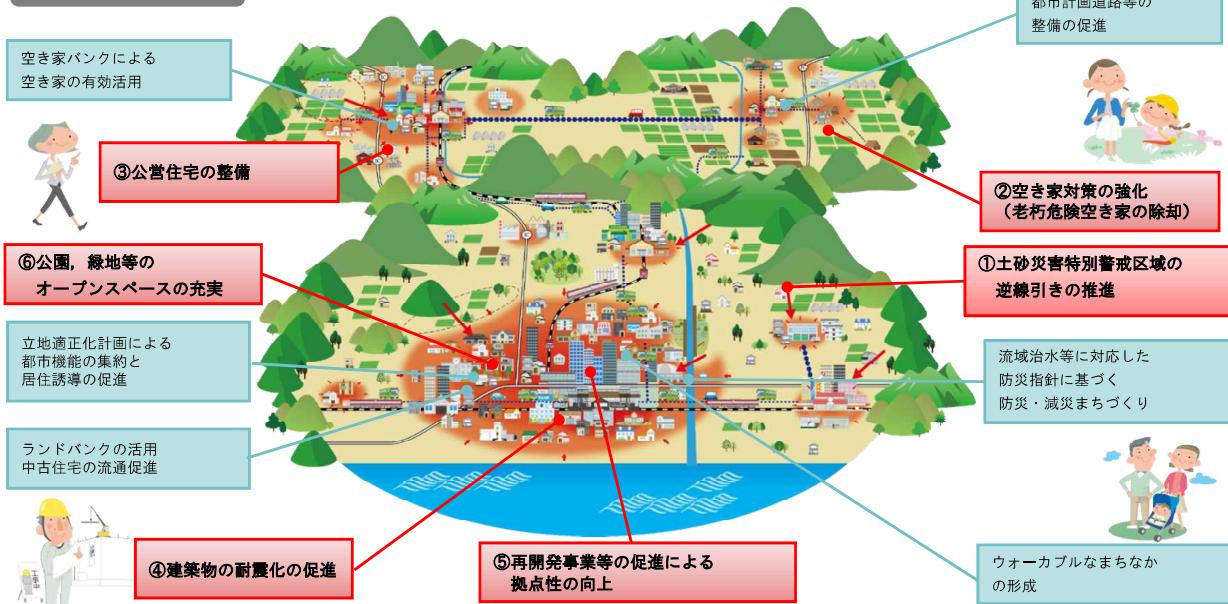
【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

## 5 安心・安全な暮らしづくり

### (5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

#### 国への提案事項

##### 将来の都市像



【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

## 5 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた  
良好な居住環境整備等の推進

### 国への提案事項

#### ① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

<u>都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制を積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付け、これらの取組を推進すること。</li><li>○ 都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。</li></ul>
<u>逆線引きに係る手続きの円滑化への支援</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意における協議・調整期間を短縮するなど、手続きの円滑化を行うこと。</li></ul>
<u>財政措置の拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 逆線引きの都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地権者等の調査、都市計画の図書や説明会用資料の作成、広報の実施など</li></ul></li></ul>

#### ② 空き家対策の強化

<u>特定空家等の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。</li><li>○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。</li><li>○ 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、所有者不明土地法と同様に、市町の長に財産管理人の選任申立権を付与する規定を追加すること。</li><li>○ 即時執行（緊急安全措置）の規定を追加すること。</li></ul>
<u>財政措置の拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 除却事業の補助対象（現在は除却工事費等の8/10）を拡充すること。</li><li>○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。</li></ul>
<u>都市部の中古住宅の流通促進に係る支援</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都市部（居住誘導区域内）のスポンジ化の解消に向け、中古住宅の流通を促進し、新築と中古のバランスのとれた住宅市場を実現するためのインセンティブ策を拡充すること。</li></ul>

## 5 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた  
良好な居住環境整備等の推進

### 国への提案事項

#### ③ 安定した公営住宅の供給

<u>更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援</u>	<p>都市の社会構造を維持していくために、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅を、将来に渡って安定的に供給していく必要がある。</p> <p>高度経済成長期に集中して建設した公営住宅が、一斉に更新時期を迎えており、計画的かつ着実に建替事業の推進を図るうえで、事業費の確保が必要であるため、次のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。</li><li>○ 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないと踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。（現状は全国一律45%）</li></ul>
----------------------------------	--

#### ④ 建築物の耐震化の促進

<u>民間建築物等の耐震化</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置（特別交付税の措置率の嵩上げ等）の拡充を図ること。</li><li>○ 令和5年度末までとされている補助事業の期間の延長を図ること。</li></ul>
<u>社会福祉施設等の耐震化</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。</li></ul>
<u>住宅の耐震化</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住宅の耐震化を促進させるため補助対象のメニュー拡充を図ること。</li></ul>
<u>国民への啓発強化</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。</li></ul>

国への提案事項

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

継続的な財政措置	○ 広島県の中枢拠点性向上に資する紙屋町・八丁堀地区における都心の活性化に向けたリーディングプロジェクトである基町相生通地区第一種市街地再開発事業を着実に推進するため、継続的な財政措置を図ること。
----------	--

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

財政措置の確保	○ 都市公園等の整備、都市緑化の推進などのための予算を確保すること。
補助対象メニューの拡充	○ 都市公園等事業における公園施設改修や柔軟な利活用等に必要な整備に対して、補助対象メニューの拡充を図ること。 ○ 「公園施設長寿命化対策支援事業」等について、支援の一層の充実を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

現 状

[現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
- 県内全域で約12万人が居住(推計)
- 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所  
⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要

※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口  
12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・縁辺部の未利用地を令和6年度に1度目の逆線引き
- ・今後20年で段階的に逆線引きを完了
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正
- ・都市計画区域全域において、土砂災害特別警戒区域における自己の業務用施設の開発が原則禁止
- ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている

課 題

[環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

- 逆線引きの取組は、土地所有者等に対し、取組の必要性や生活への影響等を丁寧に説明しながら進めているが、所有者が特定できることや取組内容が知られていないことなどにより、理解を得るのに時間を要している状況にある。
- 逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。